令和元年(2019年)

6 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追加議案書

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第71号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 3号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	企画財務部 財政課	別冊
報告第22号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	1
報告第23号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	3
報告第24号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	5
報告第25号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	7

報告第22号

専決処分の報告について (学校事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年6月4日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 学校事故
- 2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市首里在

賠 償 額 274,297円

報告第23号

専決処分の報告について (学校事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年6月4日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 学校事故
- 2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市国場在

賠 償 額 335,164円

報告第24号

専決処分の報告について (学校事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年6月4日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 学校事故
- 2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 島尻郡八重瀬町在

賠 償 額 207, 275 円

報告第25号

専決処分の報告について (学校事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年6月4日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 学校事故
- 2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 豊見城市高嶺在 法人

賠 償 額 212,000円

